

沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進功労者表彰募集要項

1. 目的

この表彰は、県内の雇用情勢のさらなる改善に向け、企業、学校・教育機関等が、雇用の質の改善、県民意識の喚起等につながることを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった者を顕彰し、その取組を広く普及させることを目的とする。

2. 表彰要件

次の要件のうち1つ以上顕著な実績のある企業・教育機関等並びに個人を対象に表彰を行う。

(1) 雇用機会の創出・拡大

- ①高齢者の雇用を推進している
- ②障害者の雇用を推進している
- ③再雇用、復職を推進している
- ④その他産業・雇用の拡大や県民意識の喚起に貢献している（県内労働者を多数採用している等） など

(2) 若年者の就職支援

- ①学生の就職支援に実績をあげている教育機関等
- ②キャリア教育に実績をあげている教育機関等 など

(3) マッチング促進

- ①雇用のミスマッチ対策に取り組んでいる
- ②企業合同説明会等を積極的に実施している など

(4) 安心して働ける職場環境の整備

- ①非正規社員（パート、契約社員等）から正規社員への登用を推進している
- ②非正規雇用と正規雇用の均衡処遇に取り組んでいる
- ③育児・介護休暇や子供の看護休暇等を整備し、また、社内託児所の整備等仕事家庭の両立を進めている
- ④長時間労働の解消等労働条件を改善している など

(5) 従業員が働きがいを感じ、スキルアップやキャリア形成を促す職場環境づくり

- ①社員等に対して技術や専門性の向上等人材育成への支援を推進している
- ②社員等に対して就労意欲の向上策を推進している
- ③キャリアパス制度等を推進している など

(6) その他

- ①上記以外でグッドジョブ運動の趣旨に合致する取組を行っている

3. 表彰の部門

表彰の部門は、次のとおりとする。

- (1) 企業・団体部門
- (2) 個人部門

4. 企業・団体部門

企業・個人部門の表彰については雇用の質の改善や若年者の就業支援などに取り組んでいる以下の者を対象とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、支店、事務所、組合等を有し、原則として創業後3年以上を経過している企業
- (2) 沖縄県内の教育機関（大学、専門学校、高等学校等）
- (3) その他沖縄県内の非営利団体等

※ ただし、過去に本事業の表彰を受けた者は表彰の対象としない。

5. 個人部門

個人部門の表彰については、雇用の質の改善や若年者の就業支援などに取り組んでいる以下の者を対象とする。

- (1) 企業・団体に所属していない沖縄県内の個人
- (2) 企業・団体に所属する沖縄県内の個人で、その所属する企業・団体の取り組みとは別に表彰することが適切であると認められる者

※ 所属する企業・団体の取り組みとは別に表彰することが適切であると認められる者とは、所属する企業・団体の取り組み以外で、顕著な功績、功労があった者などである。

※ ただし、過去に本事業の表彰を受けた者は表彰の対象としない。また、過去に表彰を受けた同一又は同種の功績については、表彰の対象としない。

6. 選定方法

沖縄県雇用対策推進協議会幹事会委員及び各市町村長等から推薦のあった企業・教育機関等のうち、別に定める選考委員会（学識経験者、行政等で構成される委員会を開催する。）の意見を参考として沖縄県雇用対策推進協議会会長が決定する。

7. 推薦方法

以下の様式に必要事項を記入の上、沖縄県商工労働部雇用政策課に提出のこと。推薦は、1推薦者当たり2件程度とする。

【提出様式】

- ①推薦書（企業団体等用（様式1－①）、個人用（様式1－②））・・・1部
- ②企業・団体・個人の具体的な取組状況（様式2）・・・1部
- ③取組実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

【提出方法】

持参または郵送とする。ただし、電子データも送信すること。

※提出された書類等は当該表彰事業にのみ使用する。

8. 募集期間

令和3年6月9日（水）～令和3年7月1日（木）

※郵送の場合は、令和3年7月1日（木）の消印分まで有効とする。

※持参の場合は、令和3年7月1日（木）の午後5時までとする。

9. 表彰者（企業・団体・個人）の発表

令和3年 8月中旬（予定）

※審査結果について、表彰者（企業・団体・個人）に通知する。

10. 表彰式

令和3年 8月下旬（予定）